

## 長野県子どもを性被害から守るための条例の処罰規定について 慎重な運用を求める会長声明

1 本年7月1日、県議会において、長野県子どもを性被害から守るための条例（以下、「条例」という。）が可決成立し、同日、規制項目（第17条から20条まで）以外の規定が施行された。そして、本日、処罰規定を含む規制項目が施行された。

2 子どもを性被害から守ることは重要かつ喫緊の課題であり、条例が、県全体で総合的・恒久的に取り組んでいくことを宣言し、具体的な施策を根拠付け、推進していることは評価できる。

特に、性教育の重要性は各方面から指摘されてきたところ、条例にこれが明示された意義は大きいと考える。学習指導要領の制約を超えて、子どもにとって真に必要な性教育、人権教育、情報モラル教育を徹底すべきである。

また、被害者支援の取り組みについても、県が本年7月27日開設した「性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）」を、子どもの救済という観点から実効的なものにしなければならない。同センターは、大人と子どもの区別なく性被害者を対象にしているが、子どもの特性への配慮は不可欠であり、この点についての更なる検討を求める。

その他、相談窓口の充実、県民運動・啓蒙活動の推進についても、これまでの活動を踏まえつつ、新たな施策を策定し、早急に取り組みを開始すべきである。

3 他方、処罰規定については、これまで当会がその問題性を繰り返し指摘してきたところであるが（平成25年7月16日付「淫行処罰条例の制定に反対する会長声明」、同年12月14日付「淫行処罰条例の制定に反対する意見書」、平成28年2月6日付「子どもを性被害から守るための条例のモデル報告書に関する会長声明」、同年6月28日付「子どもを性被害から守るための条例案に関する会長談話」）、問題性が解消されたとはいえず、また、それを正面から捉えた議論が十分に尽くされたとも言い難い状況のまま、条例に規定され、本日施行日を迎えた。

4 最も懸念される問題は、子どもの真摯な恋愛を除外できるのかという点である。これができなければ、処罰範囲は不当に拡大し、また、子どもの恋愛は過度に制約され、萎縮してしまう。

「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。」（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の規定は、真摯な恋愛か否か（可罰的か否か）の線引きの難しさゆえ、本来罰すべきでない行為に捜査が及んだり、当事者の一方的な被害申告で処罰されるといった事態が懸念される。

- 5 深夜外出の規制についても、「何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない」（30万円以下の罰金）の規定は、子ども本人の真摯な同意があったとしても、保護者が同意していなければ、罪に問われることになる。これも、子どもの真摯な恋愛を除外せず、子どもの自由を過度に制約するものであり、問題である。
- 6 捜査機関は、処罰規定のこうした問題性を十分に認識し、運用に際しては、子どもの真摯な恋愛関係に介入したり、子どもの自由を過度に制約することのないよう、特に慎重を期すべきである。
- 7 また、処罰規定の運用を検証する仕組みが不可欠である。個人の名誉やプライバシーに関わる情報を扱うことから、非公開の第三者機関を設置し、起訴不起訴に関わらず、本処罰規定違反の容疑で捜査権を行使した全ての事案について、その内容に踏み込んで、処罰規定の濫用がないかをチェックすべきである。
- 8 条例により、長野県は、子どもの性被害の根絶へ向けて新たな一步を踏み出した。これをスタートラインとして、種々の実効的な施策が速やかに策定され、各所で具体的な取り組みが始まることを切に期待する。

それとともに、処罰規定が子どもの真摯な恋愛への介入に繋がらないよう、捜査機関に対し、その慎重な運用を強く求める。また、県に対し、処罰規定の運用を十分に検証するための仕組みを整備するよう求める。

平成28年11月1日

長野県弁護士会  
会長 柳澤修嗣